高知県教員育成協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長及び教員 の資質の向上に関して協議を行うため、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「法」とい う。)第22条の5第1項の規定に基づき、高知県教員育成協議会(以下「協議会」という。)を設 置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 法第22条の3第1項に規定する校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)の策定及び変更に関すること。
 - (2) その他指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、別表の機関・団体名の欄に掲げる者をもって構成する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、構成員のそれぞれ別表の委員の欄に掲げる委員をもって組織する。
- 2 協議会に会長を置き、会長は高知県教育長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集する。
- 5 構成員は、協議会の会議に委員以外の者を代理の委員として出席させることができる。
- 6 協議会の会議は、委員及び代理の委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 7 協議会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 協議会の会議は、公開する。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

別表 (第3条及び第4条関係)

機関・団体名	委員
高知県教育委員会	教育長
高知市教育委員会	教育長
高知県市町村教育委員会連合会	会長
高知大学	教育学部長
鳴門教育大学	学長
高知県小中学校長会	会長
高知県高等学校長協会	会長
土佐教育研究会	会長
高知県高等学校教育研究会	会長